

自動車税センターから納税証明書ご用意のお願い

毎年、2月～3月31日にかけては、自動車の継続検査件数が増加する時期です。継続検査の際は、お客様からお預かりした自動車の整備とともに、自動車税納税証明書（継続検査用）もご用意いただき、受検がスムーズに進むようお願いします。なお、次の場合は納税証明書のご用意がないと継続検査が受検できませんので、ご注意ください。

1 他県ナンバー又は他県からの転入車両の継続検査を受検する場合

『他県ナンバー』及び『他県からの転入車両』とともに、平成22年度自動車税を課税した他の都道府県が発行する自動車税納税証明書（継続検査用）が必要です。

他の都道府県が発行した納税証明書がない場合は、継続検査を受検することができません。

必ず、自動車税納税証明書（継続検査用）のご用意をお願いします。

【ご注意】

お手元に継続検査用納税証明書がない場合は、継続検査を受検する前に平成22年4月1日時点で付けていたナンバーの都道府県に問い合わせて継続検査用納税証明書の交付を受けてください。（郵送による交付の場合は手元に届くまでに日数がかかりますので、早めに問い合わせ願います。）

なお、「他県からの転入車両」は継続検査証などで、転入の有無や転入前ナンバーをご確認のうえ、問い合わせをお願いします。（古い自賠責保険の書類でも転入前ナンバーの確認ができる場合があります。）

2 山梨県の自動車税を銀行等で納付後、2週間以内に受検する場合

金融機関等で山梨県の自動車税を納付した場合、自動車税センターのコンピューター画面に表示されるまでに、4日から最長で2週間ほど時間を要する場合があります。

この場合の継続検査は、納税確認が長時間になったり、**納税確認ができない場合は、継続検査が受検できなくなります**ので、事前に自動車税領収書原本のご用意をお願いします。

【ご注意】

継続検査の受検前2週間以内に納税があった場合は、お客様から自動車税の領収書原本（コピーやFAXでは、納税確認できません。）をお借りして自動車税センター納税確認窓口に提示いただけるようお願いします。

【上記に関する問い合わせ先】

山梨県自動車税センター 自動車税課 管理担当
住所：〒406-8558 笛吹市 石和町 唐柏 1000-4
電話番号：055-262-4662
FAX番号：055-263-2421
納税証明書ホームページ：http://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/jidosha_nozeikakunin.html